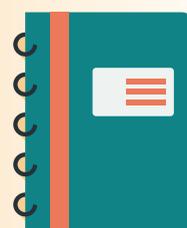




投資家のための 税金読本

2024年度版



新しいNISAもまるわかり

- ・2024年の定額減税
- ・株式、公社債、投資信託、先物・オプション取引の税金 など
- ・税制や相続、贈与について“学べる1冊”

編著：大和総研

監修：税理士法人柴原事務所

日本法令®

この文書は『2024年度版 投資家のための税金読本』
から一部抜粋したものです。

より詳しい内容を知りたい方は以下のリンクから
お求めいただけます。

『2024年度版 投資家のための税金読本』

定価：1,600円（税別）

著者：大和総研

発行：2024年7月20日 364P

発行所：日本法令

<https://www.amazon.co.jp/dp/4539747061>

特定口座の仕組み

特定口座とは

上場株式等の譲渡益には、申告分離課税が適用されます。譲渡益については投資家自身が確定申告を行うことが原則となるため、例えば、通常は確定申告が不要となる給与所得者や年金生活者であっても、上場株式等の譲渡益を得た場合は確定申告を行わなくてはなりません。確定申告に不慣れな方にとっては、手間がかかります。このような投資家の申告負担を軽減するため、**特定口座**という制度が設けられています。

証券会社などに特定口座を開設して特定口座内で上場株式等の取引を行った場合、投資家は、毎年、1年間の損益が集計された**特定口座年間取引報告書**を受け取ることができ、自分で譲渡損益の計算を行う必要はありません。

さらに、投資家が特定口座内での源泉徴収を行うことを申し込んだ場合（**源泉**

徴収ありの特定口座（源泉徴収口座）は、上場株式等の譲渡益が発生する都度、税金の源泉徴収も行われ、確定申告が不要となります（源泉徴収は行わず、証券会社などが譲渡損益の計算のみを行う特定口座を**源泉徴収なしの特定口座**（簡易申告口座）と呼びます）。

上場株式等の配当所得・利子所得は、支払時に源泉徴収が行われ確定申告は不要ですが、上場株式等の譲渡損と損益通算を行うためには原則として確定申告が必要です。ただし、源泉徴収ありの特定口座において上場株式等の配当所得・利子所得を受け入れた場合は、特定口座内で自動的に上場株式等の譲渡損との損益通算が行われ、確定申告を行わずに税金の還付を受けることが可能になります。

特定口座ではない証券口座のことを**一般口座**と呼びます。

▶ 特定口座・一般口座の特徴

		確定申告	特徴	調書
特定口座	源泉徴収ありの特定口座	不要 ^{*1} (確定申告することも可能) ^{*2}	・特定口座内の上場株式等の譲渡で譲渡益が発生した場合、譲渡の都度、税金が源泉徴収される。 ・特定口座内で上場株式等の譲渡損と配当等の損益通算が自動的に行われる。	特定口座年間取引報告書が税務署と投資家に交付される (支払調書は提出されない)
	源泉徴収なしの特定口座		・特定口座内の上場株式等の譲渡で譲渡益が発生した場合、譲渡の都度、税金が源泉徴収される。 ・上場株式等の譲渡損と配当等の損益通算を行うには確定申告が必要。	
一般口座		原則必要	・年間を通じて上場株式等の譲渡で譲渡益が発生した場合、確定申告を行い原則として自分で税金を納める必要がある。	支払調書が税務署に提出される

※1 2025年分以降は、基準所得金額が3億3,000万円超の納税者に限り、ミニマムタックスの対象となり確定申告が必要となる場合があります。詳細は、[□39ページ](#)を参照してください。

※2 確定申告をすることにより還付等が受けられるケースは[□119ページ](#)参照。

源泉徴収ありの特定口座のメリットと注意点

▶ 確定申告不要となることのメリット

一般口座や源泉徴収なしの特定口座を利用する場合、上場株式等の譲渡益について原則として確定申告をしなければなりません。これに対して、源泉徴収ありの特定口座の場合、確定申告が不要となります（確定申告が必要な場合は[□39ページ](#)参照）。

確定申告が不要となることは、納税や申告の手間がかからないことだけでなく、投資家にとって金銭的なメリットをもたらす場合もあります。

上場株式等の譲渡益について確定申告をした場合、株式等の譲渡益は合計所得金額に含まれ、投資家の世帯構成や加入している社会保険等によっては下図のように社会保険料や扶養者の税金などに影響が出る可能性があります（詳細は[□50ページ](#)参照）。

しかしながら、源泉徴収ありの特定口座を利用した場合（確定申告をしない限り）これらの影響が生じません。この点も源泉徴収ありの特定口座を利用することのメリットといえます。

▶ 確定申告による影響として注意すべき点（詳細は[□50ページ](#)）

投資家（申告者）の属性・世帯構成		申告による影響				
		① 国保・後期高齢の保険料が上がる	② 配偶者控除・扶養控除・基礎控除等の適用除外になる	③ 住宅ローン減税等の適用除外になる	④ 年金・健康保険で扶養から外れ、新たに国保の加入・国民年金保険料の支払いが求められる	⑤ 医療介護の自己負担割合・自己負担額の上限が上がる
高齢者（給与所得者 ^{*4} 除く）	世帯主である	○	△ ^{*1}	△ ^{*2}	×	○
	夫(妻)や子に扶養されている	△	○	×	△ ^{*3}	△
自営業者	世帯主である	○	△ ^{*1}	△ ^{*2}	×	△
	給与所得者 ^{*4}	×	△ ^{*1}	△ ^{*2}	×	×
専業主婦(夫)・パート主婦(夫)（高齢者除く）	夫(妻)が給与所得者 ^{*4}	×	○	×	○	×
	夫(妻)が自営業者	○	○	×	×	△

記号の意味は、影響を受ける可能性が、○は高い、△は低い、×はないことを示します。

※1 配偶者控除・配偶者特別控除について、納税者本人の合計所得金額が900万円超である場合は、その金額に応じて控除額が減額されます（[□28ページ](#)参照）。

※2 項目により、合計所得金額1,000万円～3,000万円の所得制限を超えると適用除外になります。

※3 本人が60～74歳で、かつ扶養者が給与所得者^{*4}である場合に限り、国保のみ影響を受ける可能性があります。

※4 ここでは、年金は厚生年金、健康保険は組合健康保険または協会けんぽに加入している給与所得者をさしています。

▶ 源泉徴収ありの特定口座の注意点

税務上、給与所得者や年金生活者で「給与所得、退職所得および公的年金等の雑所得」以外の所得が20万円以下などの条件を満たす場合、所得税の確定申告が不要です（ただし、住民税の申告は必要です）。このため、一般口座や源泉徴収なし

の特定口座を利用した場合、年間の譲渡益が20万円以下であれば所得税がかからない可能性があります。

一方、源泉徴収ありの特定口座を利用した場合、年間の譲渡益がたとえ20万円以下であったとしても源泉徴収により課税が行われる点が注意点といえます。